

# 市町村の体制支援について

平成29年5月  
林野庁

## <目次>

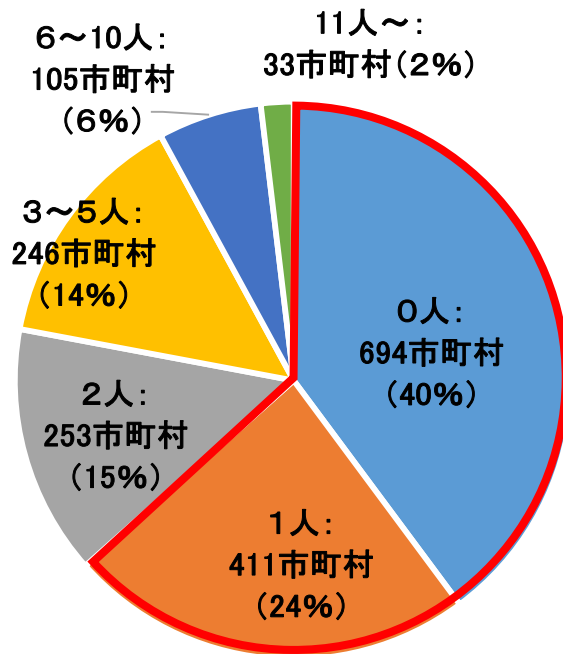
- |                          |       |   |
|--------------------------|-------|---|
| 1. 市町村の体制の現状             | ..... | 1 |
| 2. 技術者による市町村の森林・林業行政支援   | ..... | 2 |
| 3. 市町村の体制支援に関する取組        | ..... | 3 |
| 4. 自治体間連携による効率的な事務・事業の実施 | ..... | 4 |

# 1. 市町村の体制の現状

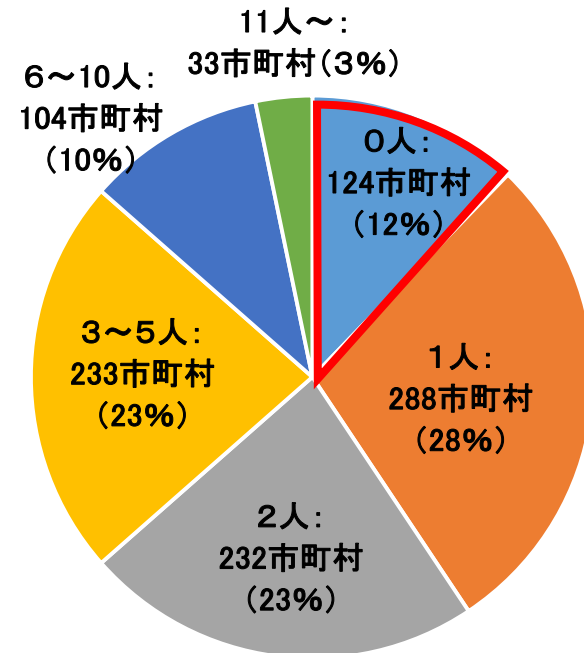
- 市町村の森林・林業担当職員は全国で3,000人程度であり、専ら林務を担当する職員が0～1人程度の市町村が2/3を占めるなど、体制が十分でない市町村が多い。
- 私有林人工林が1,000ha以上の市町村(約1,000市町村。我が国の私有人工林面積の97%を占める)では、一定の職員数を確保している市町村が多いが、職員数0の市町村も約1割存在する。

## ● 市町村の森林・林業担当職員の状況

<全市町村>



<私有人工林1,000ha以上の市町村>



資料：総務省「地方公共団体定員管理調査」(H28)

## 2. 技術者による市町村の森林・林業行政支援

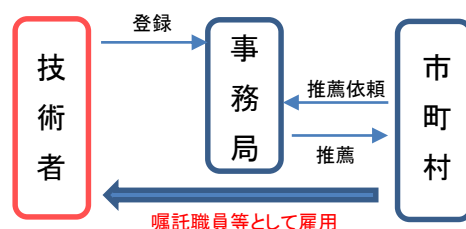
- 市町村が主体となった森林整備を進めるに当たって、森林所有者の意向調査、間伐等の事業発注、寄附の受付等の業務が発生するので、そのための市町村の実施体制を整備する必要。
- 市町村の実施体制の整備に当たっては、国による事業のガイドラインの作成、国・県のフォレスター等による技術支援、自治体間の連携等に加え、地域における民間の林業技術者の積極的な活用による支援体制の強化を図る必要。
- 具体的には、
  - ① 地域における民間の林業技術者を嘱託職員等として雇用して体制を充実することや(ケース①)、
  - ② 林業技術者が多く在籍する既存の法人に業務の一部をアウトソーシングすること(ケース②)
 を想定し、このために必要な条件整備(技術者の登録・研修等)を進めることとしてはどうか。

### ■ 林業技術に関する主な資格

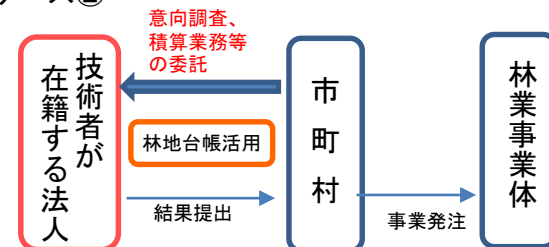
	技術士 (森林部門)	森林総合監理士 (フォレスター)	林業技士
資格	国家資格	国家資格	民間資格
試験実施者	文部科学大臣	農林水産大臣	(一社)日本森林技術協会
定義	技術士法に基づく試験に合格し、登録した者	森林法施行規則に規定する林業普及指導員資格試験の地域森林総合監理区分に合格した者	上記協会の実施する林業技士養成研修または資格要件審査を経て資格試験に合格し、登録した者
登録者数	1,260人 (平成27年度末)	982人 (平成28年度末)	12,983人 (平成27年6月)

### ■ 林業技術者活用のイメージ

ケース①



ケース②



### ■ 林業技術者が在籍する既存の法人(例)

#### (財)K県林業従事者育成基金

設立: 平成元年

出えん団体: 県、市町村、県森連、森林組合等25

業務: 林業労働者に対する技術研修、林業労働力の確保促進に関する情報の提供等を実施

#### (社)T県森林づくり推進機構

設立: 昭和41年

正会員: 県、市町村、県森連、会社11、農林団体6

業務: 分収林事業のほか、私有林の森林経営管理の受託、県や市町村が森林を取得する場合の調査等を実施

#### 【参考1】技術支援人材バンク

W県では、平成25年から土木、建築等の技術系退職者等の情報を登録する人材バンクを設置し、市町村からの紹介申請に応じマッチングを実施。

#### 【参考2】県建設技術センター等

地方公共団体における建設行政の支援・補完等を目的に設立された法人。県や市町村が実施する建設事業に係る発注支援業務、技術研修等を実施。(平成28年4月現在、38道府県38法人が存在)

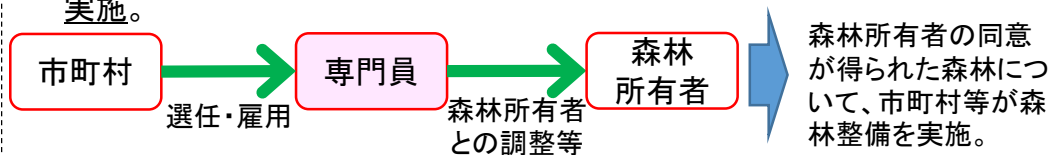
### 3. 市町村の体制支援に関する取組

- 既に一部自治体では、市町村主体の森林整備のための体制支援を行っている例が見られるところであり、このような取組を各自治体でも実施できないか。
- また、平成29年度から新たに「地域林政アドバイザー」制度を推進することとしており、これら制度を活用して市町村の体制整備を先んじて進めていくことが必要ではないか。

#### 取り組まれている事例

##### ○ 市町村における専門員の設置

- 一部の市町村においては、計画的かつ円滑に森林整備を進めるため、地域の森林に精通する者を選任・雇用し、森林所有者との調整等を実施。



##### 【専門員の業務】

- ・施業放置林の調査、森林所有者の特定
- ・整備を実施する森林の面積の確定、境界確認等の現地立会
- ・森林所有者に対する施業放置林整備に係る協定内容等の説明、普及啓発 等

##### ○ 県による円滑な事業発注に向けた支援

- 一部の県では、市町村が円滑に森林整備事業を発注できるよう、県が、歩掛、単価表、積算システムを作成して市町村に配布するとともに、設計・積算業務や施工管理・検査業務等に係る研修を実施し、市町村職員の技術力向上に取り組んでいる。

#### 参考

##### ○ 地域林政アドバイザー制度（H29年度～）

- 林野庁においては、林業技術者の活用により、市町村の森林・林業行政を支援する体制の構築に取り組む「地域林政アドバイザー制度」を推進。

##### 【地域林政アドバイザーの対象者】

森林総合監理士登録者又は林業普及指導員資格試験合格者、技術士（森林部門）、林業技士、認定森林施業プランナー、地域精通者等で林野庁が実施する研修を受講する者 等

- 林野庁はアドバイザー候補者に対する研修を実施。
- 市町村が地域林政アドバイザーを雇用等した場合の人件費について、平成29年度より新たに特別交付税措置の対象。

##### 【基本的な実施手順】

林野庁から、林業技術者の全国組織の事務局に協力を要請。事務局からそれぞれの会員に対して情報を提供。

意向がある市町村のうち  
具体的な候補者がいない場合

市町村において具体的な  
候補者が既にいる場合  
(既に雇用している場合も含む)

都道府県から、林業技術者組織に要請。

候補者が見つかった場合、県から市町村に推薦。

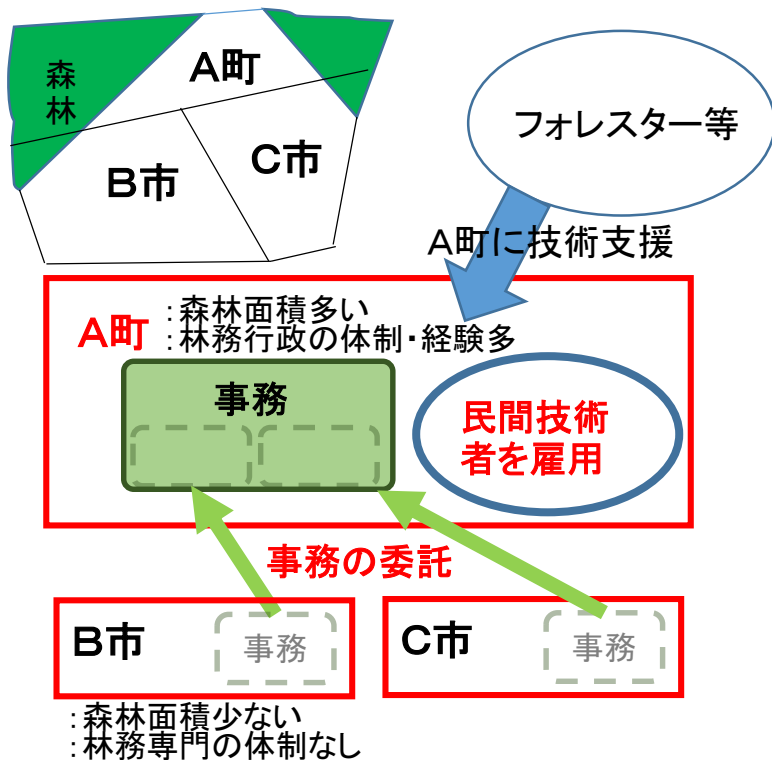
市町村は嘱託職員等として雇用。

## 4. 自治体間連携による効率的な事務・事業の実施

- 市町村ごとに森林面積や体制のバラツキが大きいことから、個々に民間技術者の雇用等を行うのではなく、自治体間の連携を図ることで効率的な実施が期待できるケースが考えられる。
- 特に森林面積の少ない市町村にあつては、森林計画の区域や他の事務・事業の広域連携の範囲も考慮しつつ、都道府県のコーディネートの下、周辺市町村との連携を検討することはできないか。

### ■ ケース1

森林面積が大きく体制も整っている市町村が、必要に応じ民間技術者を雇用しながら、周辺市町村からの事務を受託



### ■ ケース2

近接市町村が協議会を設置し、協議会の公募で選定した民間法人に対し、各々が積算業務等を委託

